

## 4. 町内会の関係する団体

### (1) 社会福祉協議会・・・担当：保健福祉部福祉総務課（☎72-3127）

社会福祉法に定められた組織で、石狩市における地域福祉推進“ともに支えあう地域づくり”を目指している団体です。石狩市に住む全ての市民が心のつながりを持ち、やさしさにつつまれることを願い、事業・活動を展開しています。

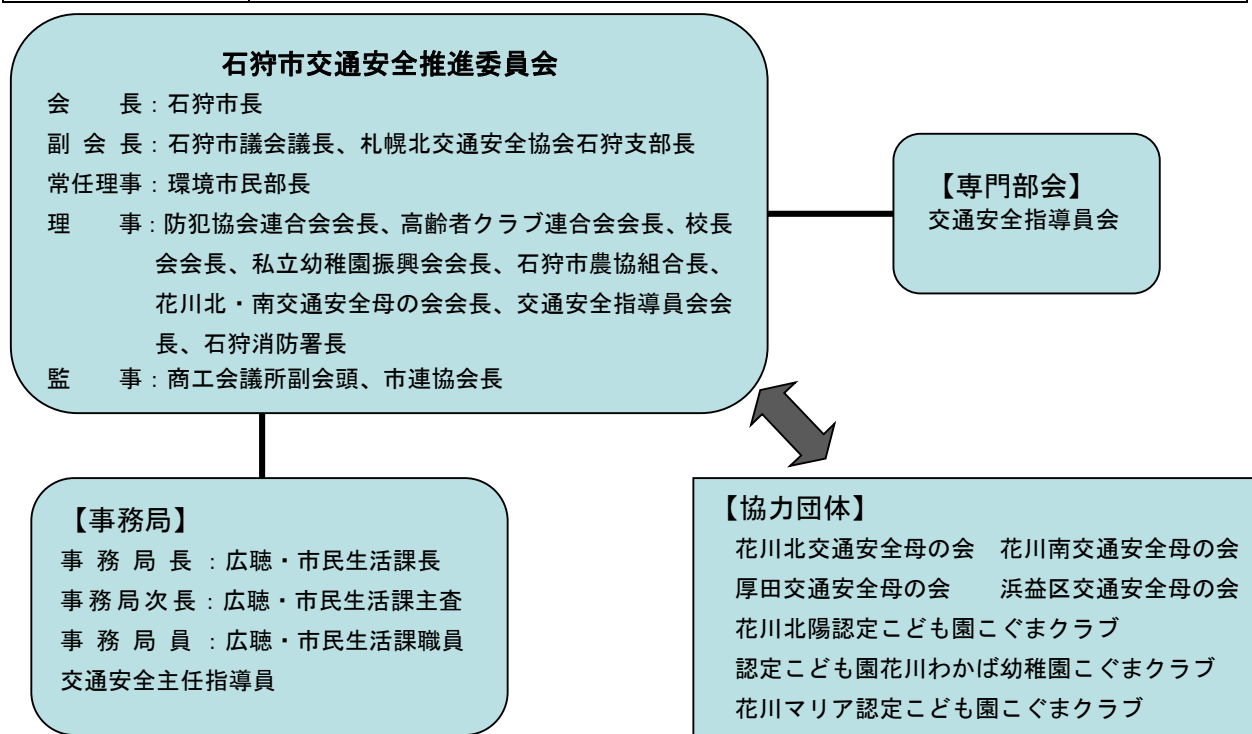
組織の構成	一般会員、法人会員、施設会員、特別会員
組織の活動内容	<p>地域福祉推進を目的に主に以下の事業を行なっています</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉推進、地域組織化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域見守りネットワークの推進</li> <li>・地区社協結成促進や地区社協研修会など、地域組織化の事業</li> <li>・ふれあい給食など地域福祉事業</li> <li>・ふれあい広場いしかりや社会福祉大会など、市民が参加できるイベントの開催</li> <li>・判断能力が衰えてきた方を支援する日常生活自立支援事業</li> <li>・サロン活動など、市民が気軽に集う場づくりの支援</li> <li>・障がい者関係団体連絡会議と交流事業の開催</li> <li>・民生委員の協力による住民よろず相談所の開催</li> <li>・広報発行など地域福祉情報の提供</li> </ul> </li> <li>○ ボランティアセンターの運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア登録、相談、コーディネート</li> <li>・ボランティアスクールなど各種研修会の開催</li> <li>・災害ボランティアセンターの研究や計画、研修会の開催</li> <li>・市ボランティア連絡協議会への協力</li> </ul> </li> <li>○ 生活支援体制整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域づくり」を支援する生活支援コーディネーターの配置</li> <li>・地域の課題や困りごとについて話し合う「協議体」の設置・運営</li> </ul> </li> <li>○ 個別世帯への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民よろず相談所の運営</li> <li>・生活困窮者自立相談支援</li> <li>・生活福祉資金、福祉金庫などの資金貸付事業</li> </ul> </li> <li>○ 成年後見センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する相談</li> <li>・法人後見の受任</li> <li>・日常生活自立支援事業、生活あんしんサポート事業</li> </ul> </li> <li>○ 「総合保健福祉センター」りんくるの管理運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・りんくるの管理運営</li> <li>・ふれあいロビー、ふれあい喫茶開設など市民憩いの場の提供、花川北憩の家、寿窯運営事業</li> </ul> </li> <li>○ 在宅福祉事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービスなど市受託事業としての在宅福祉サービスの展開</li> <li>・車椅子やレク用品など福祉機器貸与事業</li> </ul> </li> <li>○ 各種介護保険事業等の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「花川北、花川南老人デイサービスセンター」の受託経営</li> <li>・ケアプランセンター社協いしかりの運営</li> <li>・介護保険認定調査業務の実施（道指定事務受託法人）</li> <li>・石狩市高齢者生活福祉センターの管理運営</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩市特別養護老人ホームあいどまりの管理運営</li> <li>・石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみの管理運営</li> <li>・石狩市シルバーホームはまなか荘の管理運営</li> <li>○ 石狩市浜益保養センターの管理運営</li> <li>○ 各種福祉団体、支援団体事務局としての側面的支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局</li> <li>・石狩市高齢者クラブ連合会事務局</li> <li>・石狩市身体障害者福祉協会事務局</li> <li>・石狩市連合遺族会並びに各単位遺族会事務局</li> <li>・日本赤十字社北海道支部石狩地区事務局</li> </ul> </li> <li>○ 共同募金運動への協力</li> </ul>
組織の規模	全市
補助等メニュー	地域福祉活動助成事業、地区社会福祉協議会運営助成事業
その他特記事項	町内会に一般会員会費納入を依頼しています 石狩市社会福祉協議会事務局 ☎72-8181

**(2) 交通安全推進委員会・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3191）**

交通道德の向上と交通事故の防止のための市民運動を展開し、明るい郷土を建設するために組織された団体です。

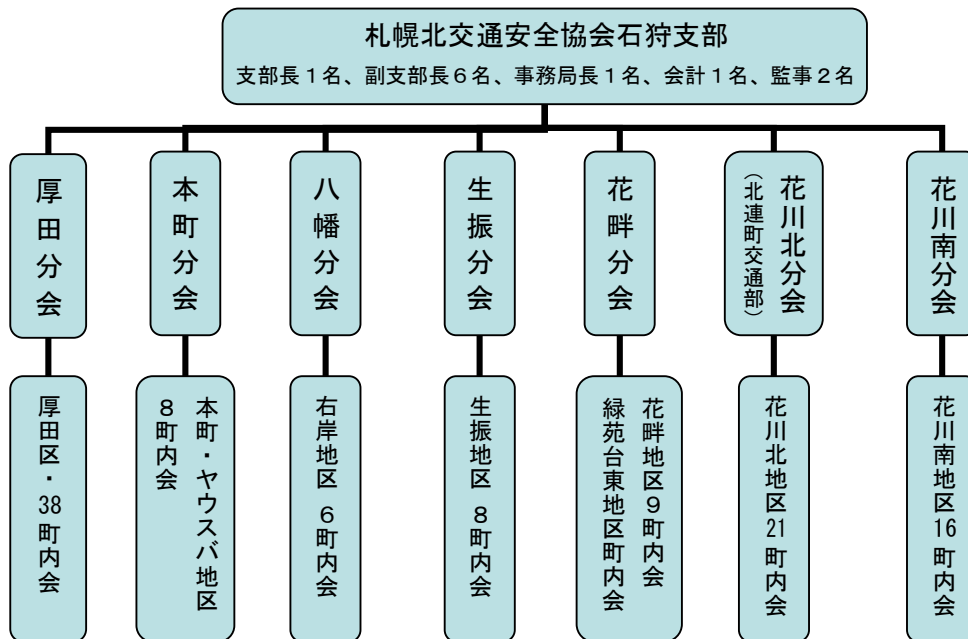
組織の構成	石狩市長を会長として、札幌北交通安全協会石狩支部など交通安全に関係の深い団体の代表者を会員として構成され、広聴・市民生活課内に事務局を設置しています（組織図下記参照）
組織の活動内容	街頭啓発・登校指導などの交通安全運動の推進、交通安全教室など交通安全教育の推進、広報啓発活動、交通安全活動実践団体の助成及び研修の実施により、石狩市の交通安全運動を計画・推進しています
組織の規模	全市
補助等メニュー	交通安全指導員会、交通安全母の会、こぐまクラブに対し助成金を交付しています
その他特記事項	事務局は広聴・市民生活課内にあります ☎72-3191



**(3) 札幌北交通安全協会石狩支部**・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3191）

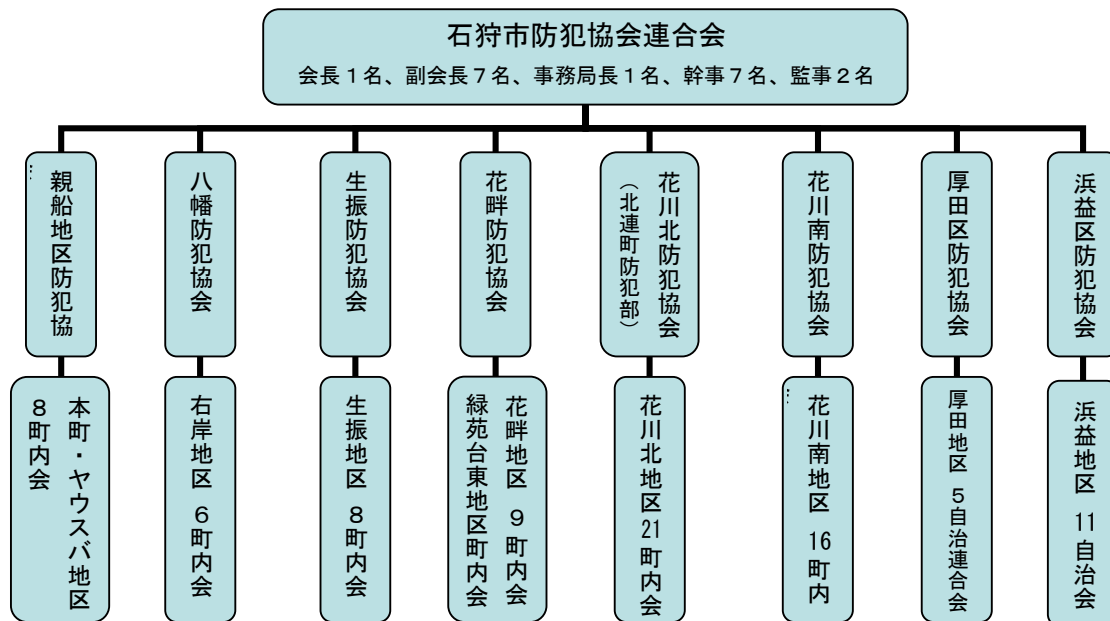
札幌北警察署と連携し、地域に根ざした交通安全運動を実施するため組織された団体です。

組織の構成	各地域の連合町内会単位で組織された分会の役員で構成されています。各分会については、単位町内会の交通部の役員などで構成されています 上部団体として、札幌方面北警察署管内で組織されている「札幌北交通安全協会」があります また、厚田・浜益区にはそれぞれに厚田・浜益支部があり、地域の有志ボランティアで構成されています（組織図下記参照）
組織の活動内容	札幌北警察署と連携して、パトライト作戦などの交通安全運動、石狩市交通安全推進委員会と連携した街頭啓発、石狩市民スポーツまつりなど市のイベントで交通安全指導を実施しています
組織の規模	全市（浜益区を除く）
その他特記事項	各分会の活動費として、分会交付金を交付しています

**(4) 防犯協会連合会**・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3191）

札幌北警察署・石狩市などの関係機関と地区防犯協会が協力して、防犯活動を実施するため組織された団体です。

組織の構成	概ね連合町内会単位で構成された、市内8つの地区防犯協会の役員で構成されています（組織図次頁参照） また、上部団体として、札幌北防犯協会連合会があります
組織の活動内容	札幌北警察署と連携した街頭啓発、新聞発行や町内回覧などの広報活動、石狩さけまつり会場周辺の巡回・広報活動を実施しています
組織の規模	全市
補助等メニュー	各地区防犯協会の活動費等として、交付金を交付しています
その他特記事項	事務局は広聴・市民生活課内にあります ☎72-3191



**(5) 街路灯組合・・・担当：建設水道部建設総務課（☎72-3137）**

住宅地の中の細街路に設置されている街路灯は、街路灯組合（町内会）が管理しています。

<b>組織の構成</b>	石狩市花川南街路灯組合 石狩市街路灯組合連合会（花川北地区及び下記以外の町内会で構成） 緑苑台東地区町内会 明乳パストラルシティ町内会 緑ヶ原町内会 センターコート花川団地自治会 志美街路灯組合 厚田区の各自治連合会（5団体） 浜益区の各自治会（11団体）
<b>組織の活動内容</b>	街路灯の設置及び維持管理を行っています
<b>組織の規模</b>	各地域別に組織されています

**(6) 保護司会・・・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3191）**

保護司は法務大臣より委嘱を受けたボランティアとして、保護観察官と協力し、犯罪や非行をした人が地域の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の犯罪非行の予防を図るために、啓発や「社会を明るくする運動」をすすめています。

<b>組織の構成</b>	石狩市と当別町の保護司で組織されている、「石狩地区保護司会」の保護司のうち、石狩市内の保護司で構成されています 現在石狩市内の保護司は19名です
<b>組織の活動内容</b>	保護観察・環境調整活動などの更生保護活動の充実のために、定例研修会及び視察研修を行うとともに、犯罪非行の予防を図るための啓発活動として、石狩浜海水浴場などで「社会を明るくする運動」を実践しています
<b>組織の規模</b>	全市
<b>その他特記事項</b>	事務局は広聴・市民生活課内にあります ☎72-3191

**(7) 札幌人権擁護委員協議会石狩部会**・担当：環境市民部広聴・市民生活課（☎72-3191）

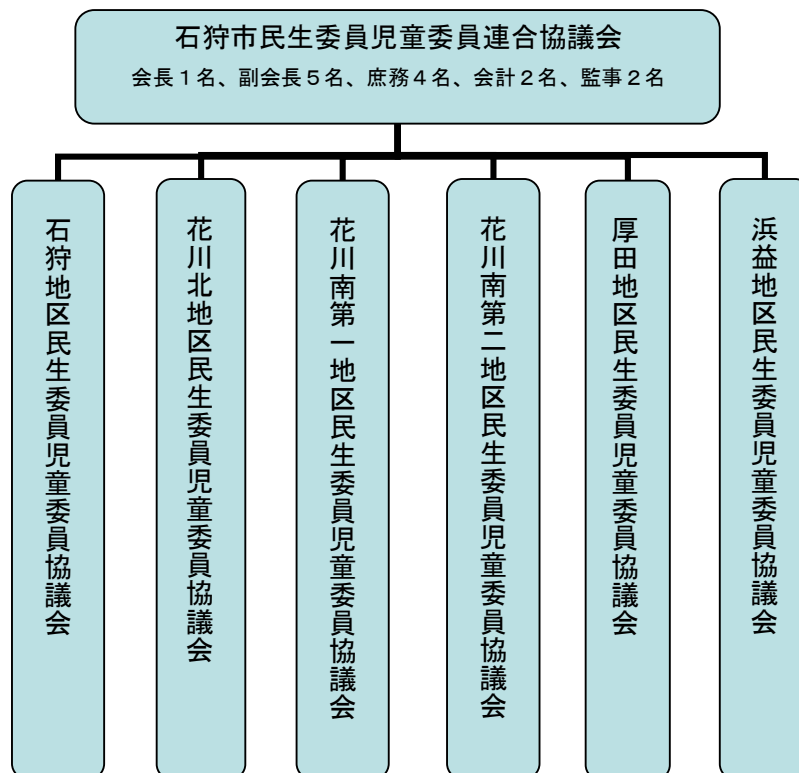
人権擁護委員は、市民の中から広く地域の実情に通じ、人権の擁護に理解のある人で、市長が推薦し、法務大臣が委嘱した人です。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していく活動を行っています。

組織の構成	札幌人権擁護委員協議会の人権擁護委員のうち、石狩市内の人権擁護委員で構成されています。現在石狩市内の人権擁護委員は9名です
組織の活動内容	毎月第3火曜日に人権相談を開催して、人権擁護活動を実践するとともに、小学校・認定こども園などで人権教室の開催及び人権思想の啓発活動を実践しています
組織の規模	全市
その他特記事項	事務局は広聴・市民生活課内にあります ☎72-3191

**(8) 民生委員児童委員連合協議会**・・・担当：保健福祉部福祉総務課（☎72-3127）

民生委員児童委員は、皆さんの暮らしを応援するため、国（厚生労働大臣）から委嘱されて活動している一番身近な相談員です。専門家ではありませんが、子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えサポートしています。

組織の構成	定数131名の委員で構成されています（組織図下記参照）
組織の活動内容	委員の研修や地区民生委員児童委員協議会間の連絡調整、社会福祉事業の推進などに関することを行っています
組織の規模	全市
その他特記事項	事務局は社会福祉協議会地域福祉課内にあります ☎72-8341



**(9) 高齢者クラブ連合会・・・担当：保健福祉部高齢者支援課（☎72-7014）**

市内で37組織されている、各高齢者クラブの連合会です。

組織の構成	市内各地で活動している37の高齢者クラブの連合会です
組織の活動内容	連合会の事業として、以下の事業を行っています <ul style="list-style-type: none"> <li>・パークゴルフ大会、健康増進事業</li> <li>・交歓芸能発表大会など文化活動事業</li> <li>・交通安全運動、共同募金運動への協力など社会貢献事業</li> <li>・研修視察、新年交礼会など交流事業</li> <li>・会報発行など情報提供事業</li> <li>・役員及び各クラブのリーダーによる研修事業など</li> </ul> 各単位クラブにおいては、より地域に根ざした事業を実施しています
組織の規模	市内37クラブ 会員数合計 2,045名（平成31年4月1日現在）
補助等メニュー	各単位クラブに対し、会員規模などに応じた交付金を交付しています
その他特記事項	事務局は社会福祉協議会地域福祉課内にあります ☎72-8341

**(10) 地域青少年健全育成協議会・・・担当：保健福祉部子ども政策課（☎72-3631）**

学校、地域及び家庭が連携し、青少年の健全育成を図ることを目的とした組織です。

組織の構成員	中学校、小学校、連合町内会、町内会、防犯協会、保護司、補導委員など
組織の状況	花川中学校区青少年育成協議会 花川北中学校区青少年健全育成協議会 花川南地区青少年健全育成協議会 厚田区子育てネットワーク委員会 浜益区青少年育成協議会
組織の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年少女意見発表会</li> <li>・子どもを主役とした地域の祭典イベント</li> <li>・青少年の健全育成を目的とした研修会</li> <li>・懇談会など</li> </ul> （協議会ごとに異なります）
組織の規模	一つ又は複数の中学校区を単位として組織されています
その他特記事項	事務局は各校区の中学校か小学校（協議会ごとに異なります）

**(11) 子ども会育成連絡協議会・・・担当：保健福祉部子ども政策課（☎72-3631）**

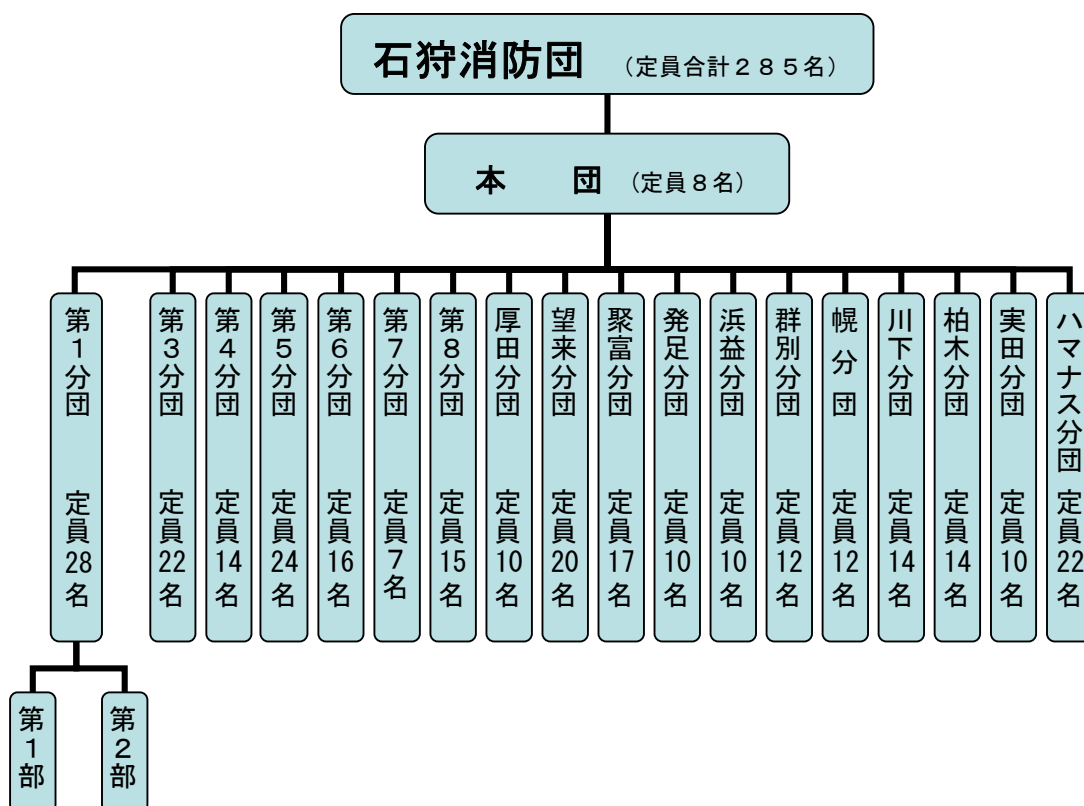
市内子ども会育成者間の連絡及び研修、子どもリーダーの養成などを行うことを目的とした組織です。

組織の構成員	単位子ども会育成者、ブロック子ども会育成者、子ども会会員など
組織の状況	市内約40の単位子ども会、概ね連合町内会単位の6ブロック子ども会で構成されています 上部団体として、石狩管内地域子ども会育成連絡協議会、北海道子ども会育成連合会などがあります
組織の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国子ども会安全共済会（保険）の受付業務</li> <li>・育成者、指導者研修会</li> <li>・ジュニアリーダー養成講座（小学校5・6年生、中学校1・2年生で子ども会会員が対象）</li> <li>・その他子どもの体験活動</li> <li>・単位子ども会、ブロック子ども会の連絡調整など</li> </ul>
組織の規模	全市

## (12) 石狩消防団・・・担当：石狩消防署総務課（☎74-7112）

消防団員は非常勤の特別職の公務員で、消防署員（常勤の公務員）と同様に、住民の生命・身体・財産を災害から守ることが任務です。消防団員は、普段はそれぞれ違う仕事（会社員、自営業など）をしており、災害が発生した場合に団員として現場にかけつけます。

組織の構成	下記組織図のとおり
組織の活動内容	<p>1. 災害時の出動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災（建物火災、林野火災、船舶火災、車両火災、航空機火災、その他火災）</li> <li>・風水害（台風、集中豪雨、洪水、高潮など）</li> <li>・地震（津波、噴火など）</li> <li>・崖くずれ、山くずれ、地すべりなど</li> </ul> <p>2. 災害のない場合の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防活動（火災予防広報、パトロール、チラシ配布など）</li> <li>・教育訓練活動（揚水・放水訓練、小隊訓練、応急処置法の習得、AEDの取扱い習得、ロープ結索訓練など）</li> <li>・機械器具の点検など（車両点検及び積載品の点検）</li> </ul>
組織の規模	全市
その他特記事項	連絡先は石狩消防署総務課 ☎74-7112



## 【石狩消防団の各分団の名称・所轄区域】

分団の名称		分団の所轄区域
第1分団	第1部	新港東、志美、親船東、親船町、船場町、本町、横町、仲町、新町、弁天町、浜町
	第2部	八幡、八幡町、若生町、緑ヶ原
第3分団		花川北（4条以北）、新港中央、新港南、花畔、花川東、緑苑台
第4分団		生振
第5分団		花川北（3条以南）、花川南、花川、樽川、新港西
第6分団		八幡町高岡、五の沢、八の沢
第7分団		北生振5号線以南、美登位
第8分団		北生振5号線以北
厚田分団		厚田区厚田（発足分団の所轄区域を除く）、別狩、小谷（望来分団の所轄区域を除く）、安瀬、濃昼、浜益区濃昼
望来分団		厚田区望来、古潭、押琴、嶺泊、小谷（厚田分団の所轄区域を除く）
聚富分団		厚田区聚富、虹が原
発足分団		厚田区厚田（厚田分団の所轄区域を除く）
浜益分団		浜益区浜益
群別分団		浜益区群別
幌分団		浜益区幌、床丹、千代志別、雄冬
川下分団		浜益区川下
柏木分団		浜益区柏木、毘砂別、送毛
実田分団		浜益区実田、御料地
ハマナス分団		市内の女性団員で構成